

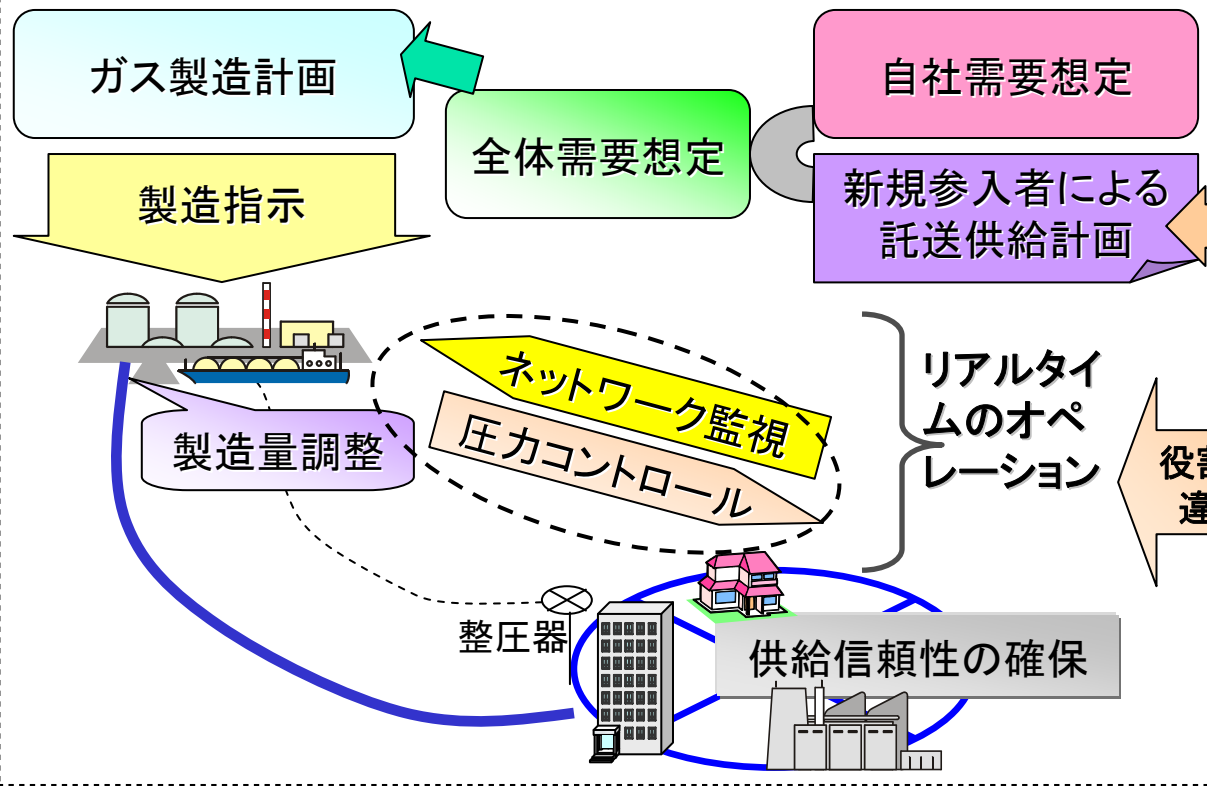
ガス分野における規制改革について(参考資料)

平成19年10月31日
ガス市場整備課

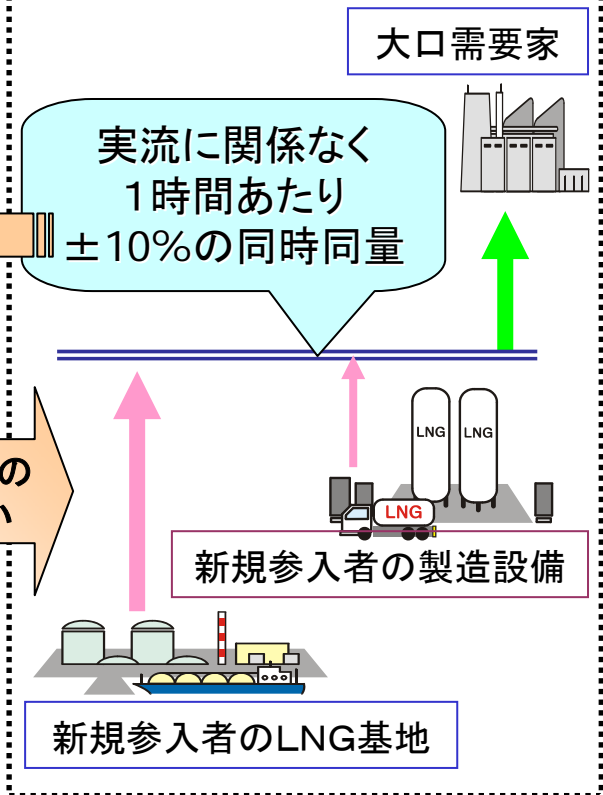
一般ガス事業者によるネットワーク全体のコントロール

➤ ネットワーク全体の供給信頼性の確保のため、託送需要を含むすべての需要動向を予測してガスの製造を行い、日々の需要変動や同時同量からの乖離をネットワーク状況により常時監視し、必要に応じてリアルタイムでの製造設備のオペレーションによりネットワーク全体の圧力を最適にコントロール

◆ 一般ガス事業者によるネットワークコントロール



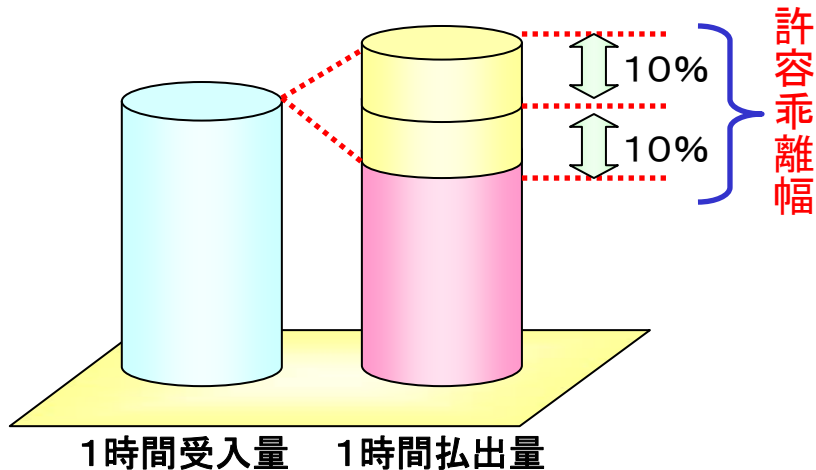
◆ 新規参入者による同時同量



託送供給に必要な製造設備のコントロール調整 (受入・払出のギャップ調整)

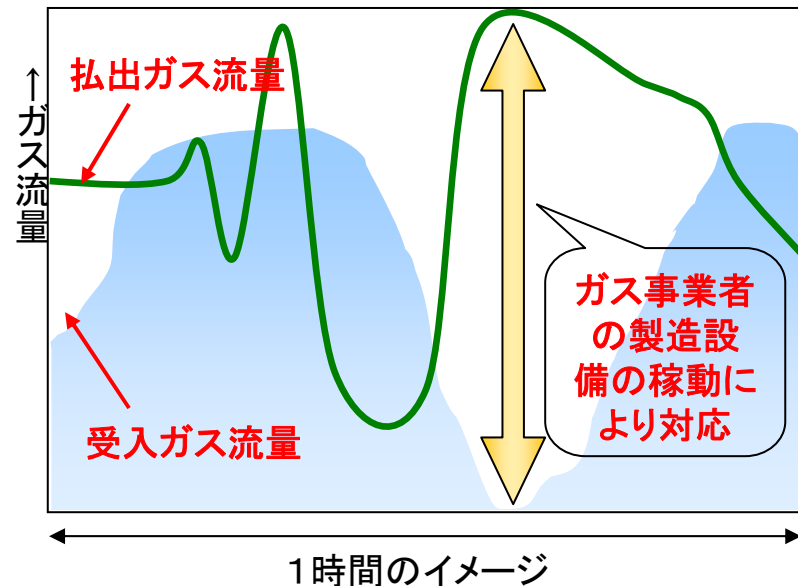
▶ 同時同量の範囲内における最大の変動に備えた製造設備(気化)能力を確保することで託送供給を含めたガス供給の信頼性を確保

同時同量基準



託送供給では、ガスの実流とは無関係に、単純に1時間あたりの受入量・払出量の乖離が±10%までが許容範囲

実際の供給管理



時々刻々の受入量と払出量の乖離は、ゼロから契約最大流量の範囲で変動するため託送需要に見合った製造設備を保有

(参考)ガス製造計画・(必要に応じた)計画の修正

▶Aガス会社の冬期の計画送出量と実績送出量の一例は以下のとおり

(単位:千m³/h)

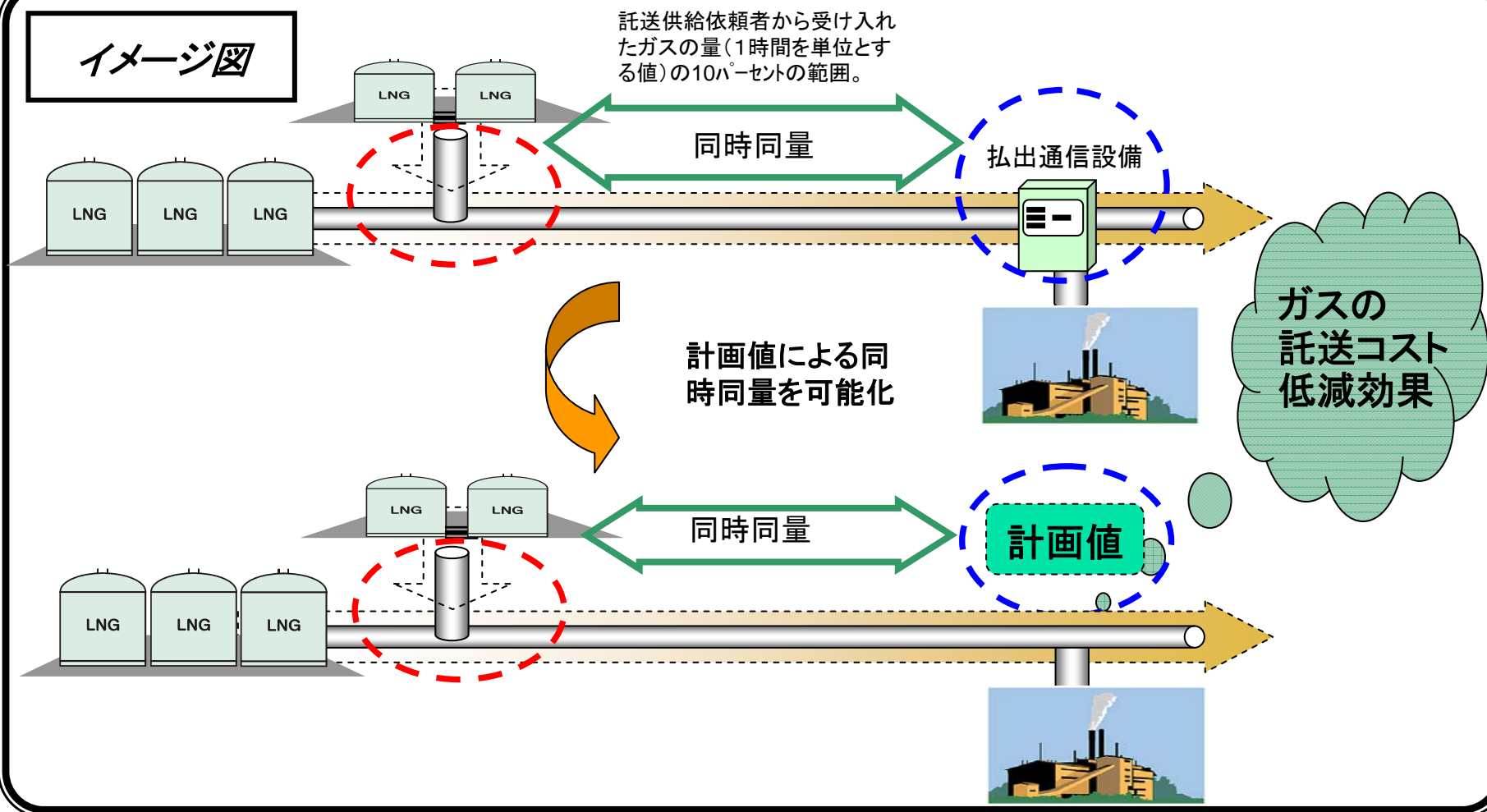
時間帯	7-8	8-9	9-10	10-11	11-12	12-13	13-14	14-15	15-16	16-17	17-18	18-19
計画量	1320	1380	1330	1300	1270	1220	1220	1210	1200	1270	1450	1620
送出量	1346	1406	1350	1277	1248	1203	1200	1200	1190	1260	1430	1640
差異	+26	+26	+20	-23	-22	-17	-20	-10	-10	-10	-20	+20
時間帯	19-20	20-21	21-22	22-23	23-24	0-1	1-2	2-3	3-4	4-5	5-6	6-7
計画量	1700	1740	1610	1450	1150	870	690	610	570	600	740	1080
送出量	1716	1769	1612	1433	1138	881	699	612	575	591	731	1054
差異	+16	+29	+2	-17	+12	+11	+9	+2	+5	-9	-9	-26

計画量:28,600千m³/h、実績量:28,562千m³/h

託送供給における同時同量の担保方法について

50万m³未満の小規模大口需要等については、ネットワーク運用に支障のない範囲で、簡易な同時同量の制度を導入

イメージ図



気化・圧送コスト配賦イメージ

<託送関連原価>

気化・圧送原価

- 高圧導管原価
- 中圧導管原価
- 低圧導管原価
- 供給管原価
- メーター原価
- 検針原価
- 集金原価

ピーク最大流量比で配賦

託送原価に占める
気化・圧送総コスト
11%程度

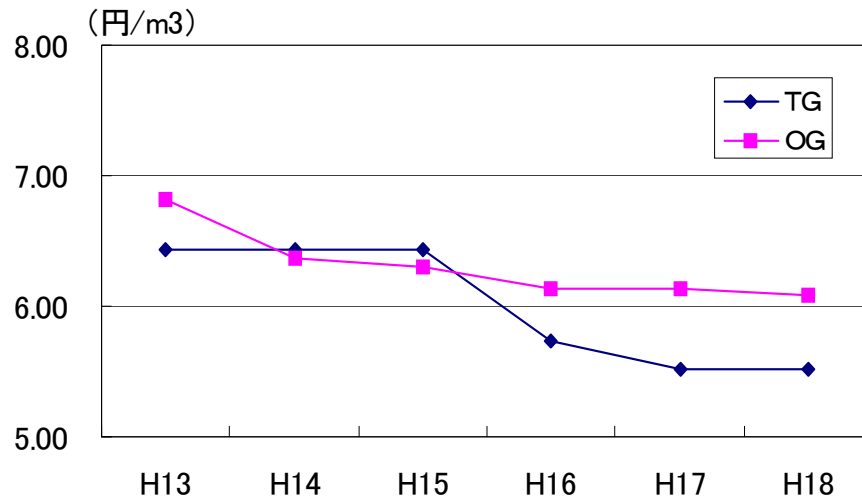
小口配賦原価

供給約款負担分
52%程度

自社大口・卸配賦原価

大口・卸の原単位から
モデル託送需要原価算定

<参考> 託送供給料金の推移



(1,000万m³/年 & 2,500m³/h)の場合

自社大口・卸負担

気化・圧送原価の
約50%程度

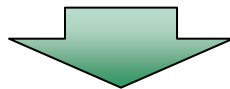
実託送負担

託送供給に必要な製造設備のコスト負担

➤ 託送供給の受託に必要な製造設備の設置・保有に係るコストは、ネットワーク利用者間で公平に負担することが原則

設備保有の実態

託送供給依頼者による託送利用、及び現行の託送供給制度の運用のためには、託送供給実施者は託送供給需要に見合った圧力保持のための気化圧送設備の保有・運用が必要

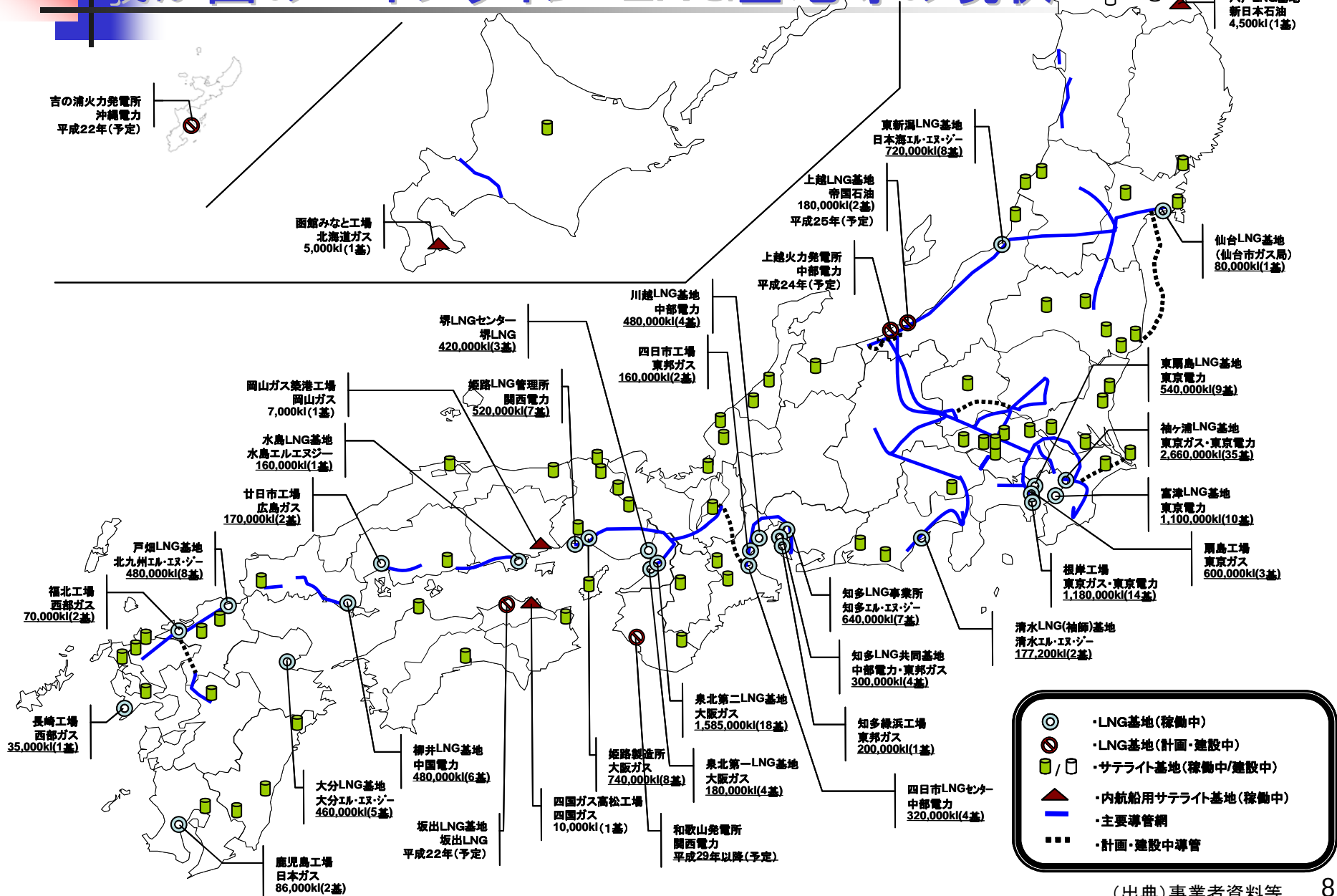


託送供給関連原価配賦の基本的な考え方

➤ 託送供給依頼者の託送利用に係るコスト負担は、

- ① 託送供給利用に特定できる原価 ⇒ 託送供給利用者が負担(同時同量の通信設備等)
- ② 託送供給利用に特定できない原価 ⇒ ネットワーク利用者で公平に負担(供給関連原価・気化圧送原価等)

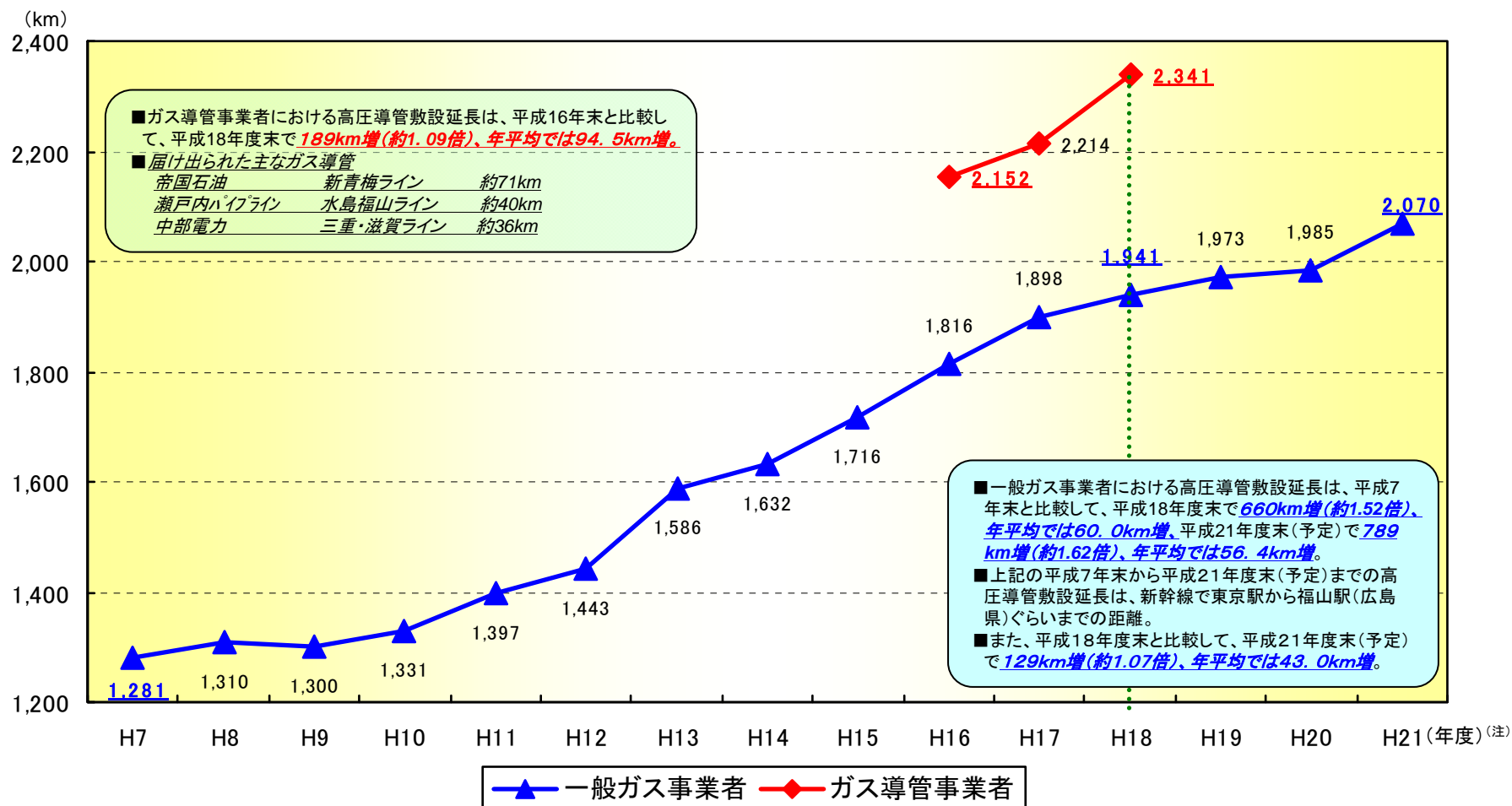
我が国のパイプライン・LNG基地等の現状



(出典)事業者資料等

一般ガス事業者及びガス導管事業者の高圧導管敷設延長の推移

- 自由化以後の高圧導管敷設延長は順調に増加。
- 平成18年度におけるガス導管事業者の高圧導管敷設延長は2,341km、一般ガス事業者の高圧導管敷設延長は1,941km。



(出典) 一般ガス事業者:平成7～平成17年度までは「ガス事業便覧」、平成18～平成21年度までは各事業者の「平成19年度供給計画」等
 ガス導管事業者:「ガス導管事業(変更)届出書」(ガス導管事業(変更)届出書は、事業を営もうとするときに届け出るものであるため、計画中の導管も含まれる)
 (注)ガス事業便覧の公表方法の変更等に伴い、平成16年度までは年末(12月末)、平成17年度からは年度末(3月末)の数値を記載。

天然ガスパイプラインの整備に対する主な政策支援

低利融資、税制上の優遇

- 政府系金融機関による低利融資（政策投資銀行、中小公庫）
 - ガス事業者が行うLNG基地やパイプラインの整備等に対する長期・固定の低利融資
- 税制による支援措置
 - 地方ガス事業者が整備した天然ガス受入・供給パイプラインに対する特別償却又は税額控除（エネルギー需給構造改革投資促進税制：エネ革税制）
 - 一般ガス事業者が整備した天然ガス受入・供給パイプラインに対する固定資産税の課税標準の特例（減税措置）

高めの託送料金の設定（高い事業報酬率の適用）

- 基幹パイプラインを整備する事業者が、投下資本を早期回収することができるようにするため、使用開始後5年以内の範囲で任意に設定した期間において、高めの託送料金を設定することを認めている。
 - 具体的には、託送料金を計算する際に設定する「事業報酬」を通常より高めに設定。

その他

- 公益特権の付与
 - 一般ガス事業者、ガス導管事業者が天然ガスパイプラインを整備する場合には、
 - a) 土地の収用又は使用（土地収用法 第3条）
 - b) 公共の土地の使用（ガス事業法 第42条）
 - c) 土地の立入（ガス事業法 第43条）
 - d) 農地の収用（農地法 第3条）

等の「公益特権」が付与されている。

託送供給にかかる規制

会計分離

■ 法第22条の3(法第37条の8)

□事業者は、託送供給の業務及びこれに関連する業務に関する会計を整理し、経済産業省令で定めるところにより、整理の結果を公表しなければならない。

■ ガス事業託送供給収支計算規則第9条(第11条)

□毎事業年度経過後、4ヶ月以内(地方公共団体は、議会の認定を受けた後3日以内)に公表する。

■ 同規則第10条(第12条)

□公表により、特定の需要家のガス購入量又は購入価格が一般に判明する場合、価格が一般に判明する場合、その他特定の需要家の権利利益を害する場合は、当該要因となる部分については公表しないことができ、この場合は、大臣に届出をする。

■ 法第45条の2

○行政による監査の実施

情報の目的外利用及び差別的取扱いの禁止

■ 法第22条の4(法第37条の8)

□託送供給の業務に関して知り得た情報を目的以外に利用又は提供したときは、経済産業大臣が当該行為の停止・変更を命ずる。

□託送供給の業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱い等をしたときは、経済産業大臣が当該行為の停止・変更を命ずる

※託送供給に伴う具体的な禁止行為等については、公正かつ有効な競争の観点から「適正なガス取引についての指針」を公表

(参考) 適正なガス取引についての指針

情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止については、透明な運用と公正かつ有効な競争の促進の観点から、それぞれ

①望ましい行為②問題となる行為の具体的な事項を整理

①望ましい行為

- ・託送供給に関連する情報連絡窓口(託送供給関連業務部門)の設置と明確化 等
- ・託送供給可能量等の開示・周知 等

②問題となる行為

- ・託送供給依頼者に対抗したガス供給の提案 等
- ・一般ガス事業者等の営業部門と託送供給依頼者との間での導管網へのアクセスに係る検討期間の相違 等

総原価の算定

- 託送供給料金原価は、過去の費用実績、技術革新や経営効率化目標が反映された供給計画等に基づいて推計される将来の適切な費用に適正な事業報酬及び諸課税を加えた総原価(ガス料金改定にあたり洗替えた総原価)を用いて算定する**

- ①過去の費用実績
 - ②原価推計期間中における経営効率化の成果の見込み
 - ③ " 技術革新の見込み
 - ④ " 需要の見込み
 - ⑤ " インフレ率等マクロ経済指標の見込み
- を勘案して算定されたもの

ガス料金算定フロー

総原価の算定

製造費				供給販売費			一般管理費			その他費			
原料費	労務費	諸経費	償却費	労務費	諸経費	償却費	労務費	諸経費	償却費	事業報酬	法人税	営業外費用	控除項目等

Step1
機能別への整理

製造需要原価					供給需要原価			需要家サービス原価						
従量	受入	貯蔵	気化圧送	熱調	その他	高圧	中圧	低圧	供給管	ター	メー	検針集金	巡回保安	サービス

託送供給関連機能

Step2
部門別への配分

年間販売量・最大需要期販売量・ピーク流量比で配分	メーター流量・ピーク流量比で配分	検針・集金件数比で配分
--------------------------	------------------	-------------

Step3
料金種別への展開

大口部門	卸部門	供給約款	小口部門	選択約款
------	-----	------	------	------

託送供給料金原価の算定

- 託送供給に関連する機能ごとの原価原単位に託送供給想定需要（大口+卸+託送需要）量を乗じることにより、託送供給の対象となり得る需要全体の託送料金原価を算定する

<機能別原価>

		大口	卸	計	
従量原価					
製造需要原価	L 受入原価				
	N 貯蔵原価				
	G 工場	気化・熱調原価			
		気化圧送原価			
		熱調原価			
	小計				
その他工場原価					
計					
圧送・ホルダー原価					
供給需要原価	高圧導管原価				
	中圧導管原価	中A導管原価			
		中B導管原価			
	低圧導管原価				
	計				
需要家原価	供給管原価				
	メーター原価				
	検針原価				
	集金原価				
	巡回保安原価				
	需要家サービス原価				
	業務用関連原価				
計					
合計					

<機能別原価原単位>

大口・卸部門 想定需要量	大口・卸部門 原価原単位
ピーク最大流量	気化圧送
ピーク最大流量	高圧導管
ピーク最大流量	中A導管
1時間当たり最大流量	中B導管
1時間当たり最大流量	低圧導管
1時間当たり最大流量	供給管
1時間当たり最大流量	メーター
検針件数	検針
調定件数	集金

<託送供給想定需要量>

託送供給 想定需要量	託送供給 料金原価
ピーク最大流量	気化圧送原価
ピーク最大流量	高圧導管原価
ピーク最大流量	中A導管原価
1時間当たり最大流量	中B導管原価
1時間当たり最大流量	低圧導管原価
1時間当たり最大流量	供給管原価
1時間当たり最大流量	メーター原価
検針件数	検針原価
調定件数	集金原価